

特別支援教育の動向について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課長
山田 泰造

1. 特別支援教育の現状
2. 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議
 - 2-1. 「障害のある子供の教育支援の手引」
 - 2-2. 特別支援教育を担う教師の専門性向上
 - 2-3. 新学習指導要領
 - 2-4. 特別支援学校設置基準の策定（R3.9.24公布）
3. 障害者権利条約に関して
4. 合理的配慮について
(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正（R3.6.4交付）)
5. 令和4年度予算案等
6. お知らせ

1. 特別支援教育の現状について

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H23→R3)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.0倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

(平成23年度)		(令和3年度)
1,054万人	0.9倍	961万人

特別支援教育を受ける児童生徒数

28.5万人	1.9倍	53.9万人
<u>2.3%</u>		<u>5.6%</u>

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
 肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.5万人	1.2倍	8.0万人
<u>0.6%</u>		<u>0.8%</u>

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
 身体虚弱 弱視 難聴
 言語障害 自閉症・情緒障害

15.5万人	2.1倍	32.6万人
<u>1.5%</u>		<u>3.4%</u>

通常の学級 (通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害
 弱視 難聴 学習障害
 注意欠陥多動性障害
 肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.5万人	2.0倍	13.3万人
<u>0.6%</u>		<u>1.4%</u>

※平成23年度は公立のみ

※通級による指導を受ける児童生徒数は、令和元年度の値。

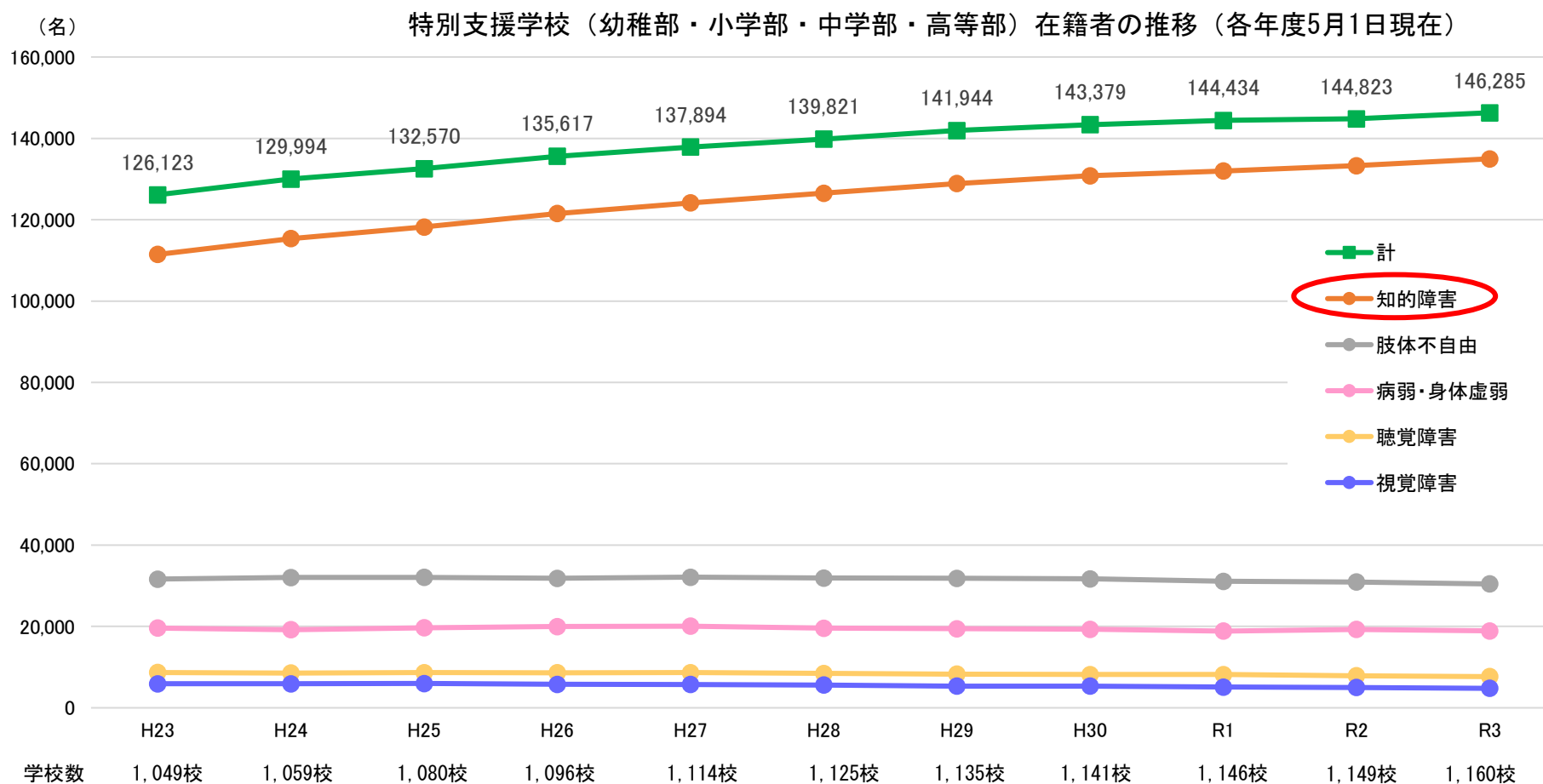
特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,700人) 知的障害 (約135,000人) 肢体不自由 (約30,500人) 病弱・身体虚弱 (約18,900人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約146,300人 (※令和3年度) (平成23年度の約1.2倍)	知的障害 (約146,900人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,600人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,400人) 自閉症・情緒障害 (約166,300人) 合計：約326,500人 (※令和3年度) (平成23年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) 合計：約134,200人 (※令和元年度) (平成21年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,300人 小学部：約47,800人 中学部：約31,800人 高等部：約65,400人 } 義務教育段階の全児童生徒の0.8% (※令和3年度)	小学校：約232,100人 中学校：約 91,900人 } 義務教育段階の全児童生徒の3.4% (※令和3年度)	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等学校：約 800人 (※令和元年度) } 義務教育段階の全児童生徒の1.4%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



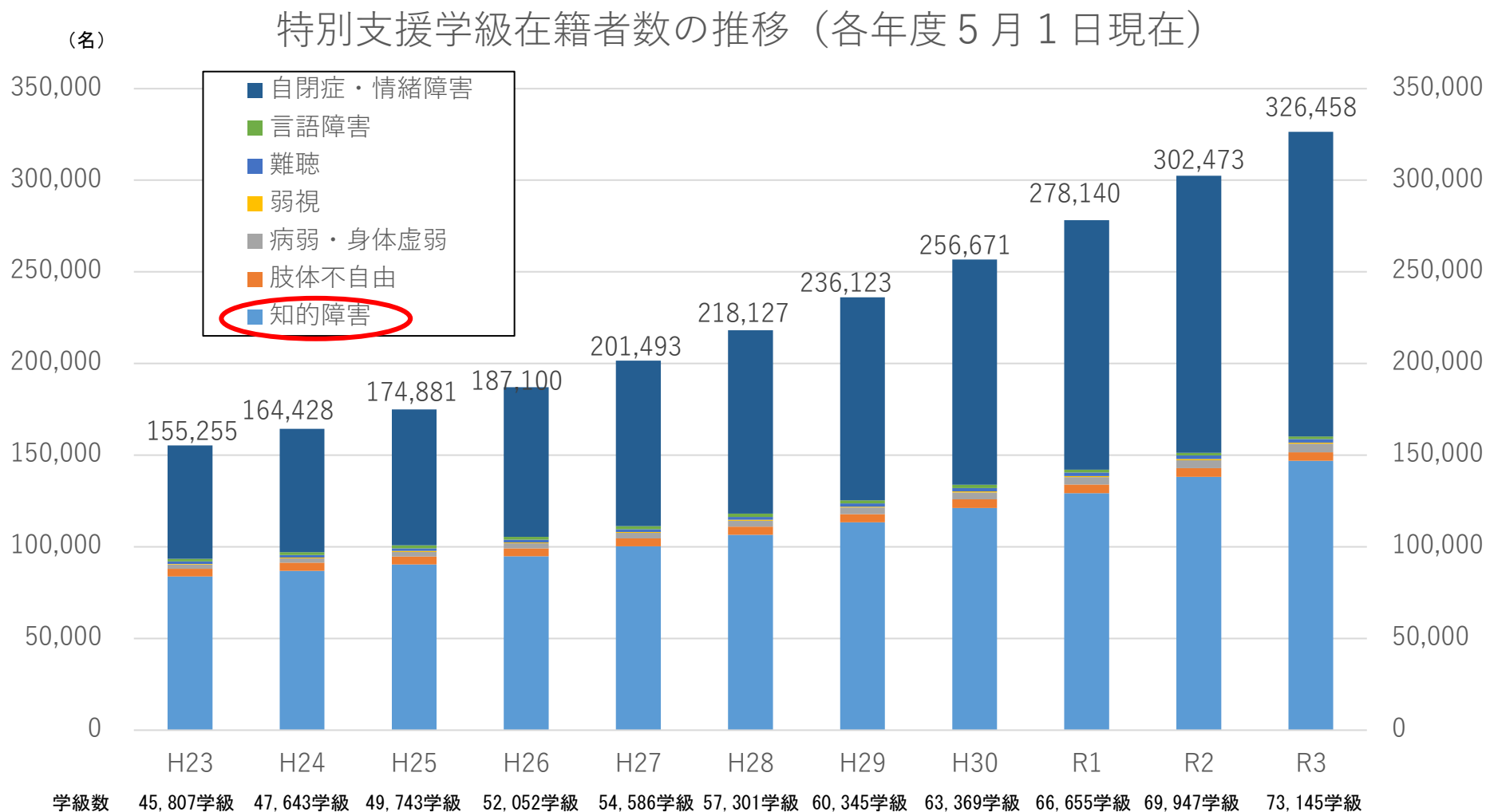
【令和3年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	84	119	801	354	154	1,512
在籍者数	4,775	7,651	134,962	30,456	18,896	196,281
学級数	2,054	2,759	32,095	12,114	7,518	56,540

（出典）学校基本調査

※平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数



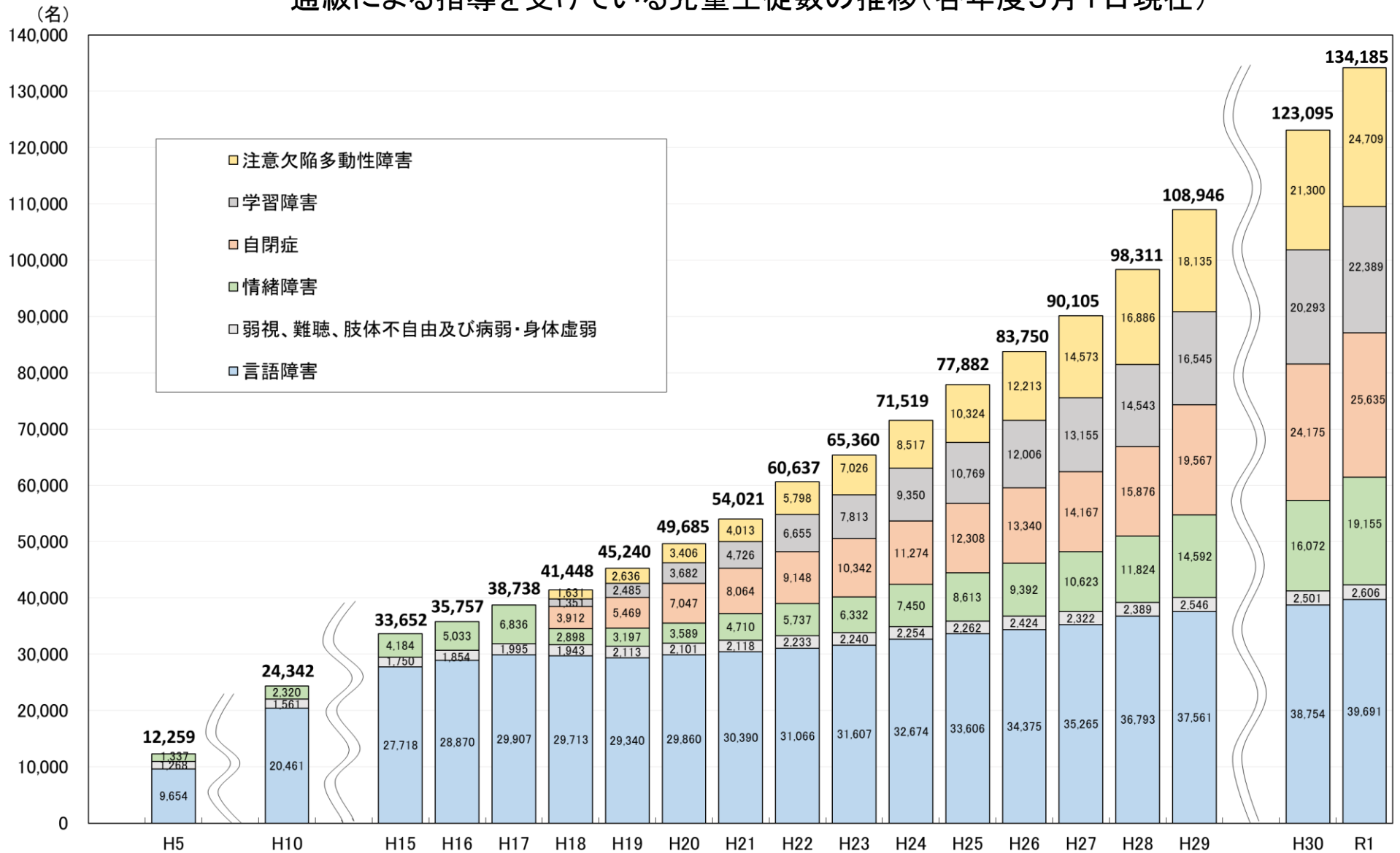
【令和3年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	31,227	3,191	2,883	544	1,341	692	33,267	73,145
在籍者数	146,948	4,653	4,618	631	1,931	1,355	166,322	326,458

(出典) 学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

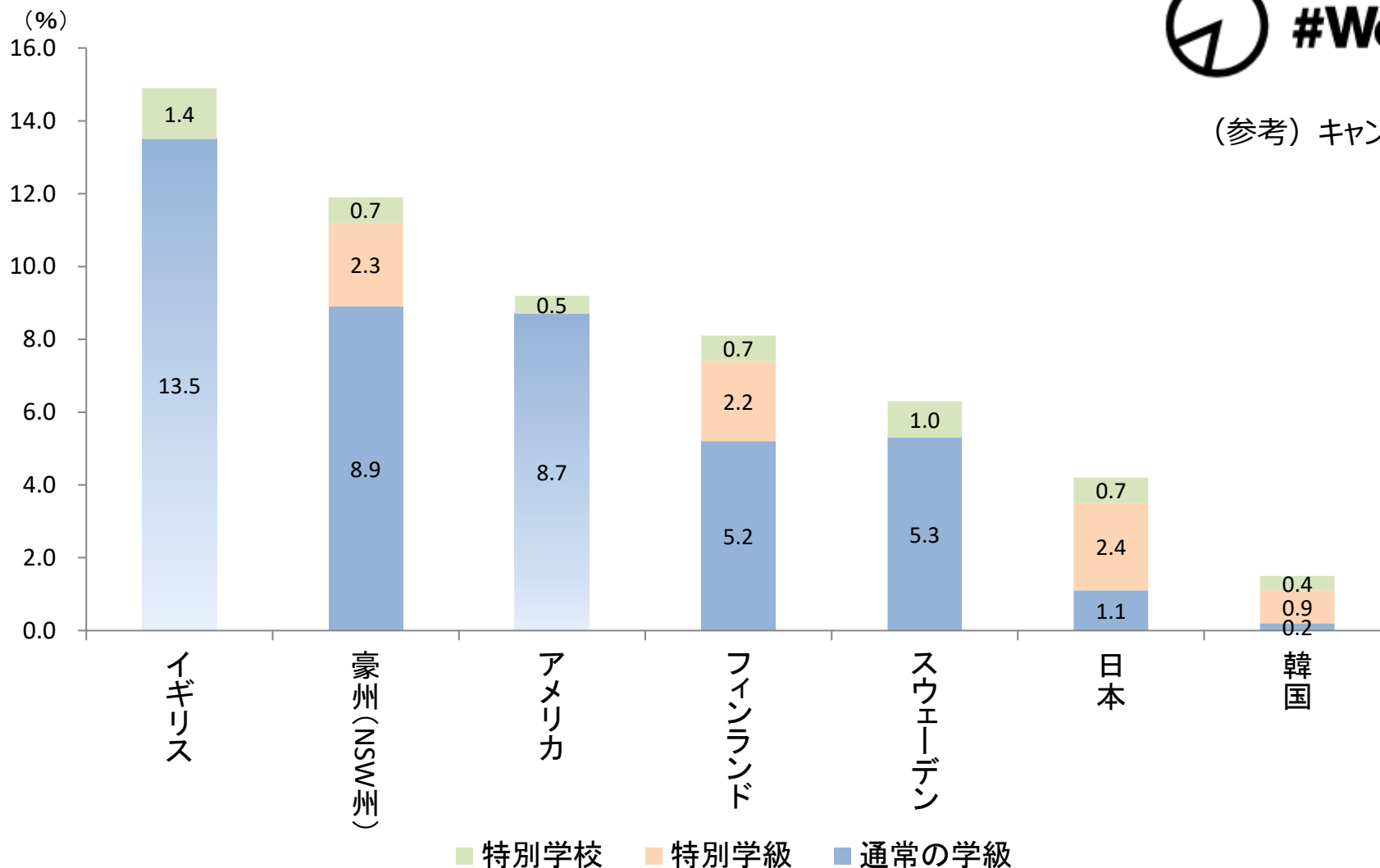
※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

特別支援の対象となる子供の割合に関する国際比較

- ◆ 日本における特別支援教育の対象となる子供の割合は、イギリスやアメリカより低い。
- ◆ 2020東京パラリンピック大会において、国際パラリンピック委員会等によって行われた“#WeThe15”キャンペーンによれば、何らかの障害のある者は全世界で12億人（全人口の15%）。



(参考) キャンペーンのロゴ



■ 特別学校 ■ 特別学級 ■ 通常の学級

※「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向—令和元年度国別調査から—」(国立特別支援教育総合研究所)より。

イギリスは2019年、豪州は2018年、アメリカは2016年、フィンランドは2018年、スウェーデンは2018/2019年、日本は2018年、韓国は2019年の統計情報。

2. 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する 有識者会議

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 (令和元年9月6日設置)

趣旨

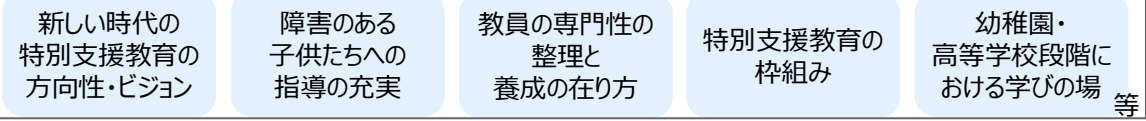
- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、**特別支援教育の現状と課題を整理**し、一人一人のニーズに対応した**新しい時代の特別支援教育の在り方**や、その**充実のための方策等について検討**を行うため、有識者会議を設置

【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

(検討事項の具体例)



【委員】

朝日 滋也	全国特別支援学校長会長、東京都立大塚ろう学校統括校長 (～令和2年6月18日)	滝口 圭子	金沢大学学校教育系教授
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 武蔵野東小学校中学校統括校長	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	成澤 俊輔	NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役
市川 裕二	東京都立あきる野学園校長 (令和2年4月1日～)	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
一木 薫	福岡教育大学教授	東内 桂子	広島県立呉南特別支援学校校長 (令和2年6月19日～)
大出 浩司	学校法人大出学園理事長・若葉高等学園校長	日詰 正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
○岡田 哲也	二松學舎大学教授	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長 (～令和2年3月31日)
片岡 聡一	岡山県総社市長	佛坂 美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援学校校長
川高 寿賀子	京都府立宇治支援学校長 (～令和2年3月31日)	真砂 靖	弁護士
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授 (～令和2年5月31日)	◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
北村 宏美	香川県教育委員会事務局 特別支援教育課長 (令和2年4月1日～)	山口 正樹	神奈川県立上溝高等学校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校長	山中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長、 東京都調布市立飛田給小学校長
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授	吉藤 健太郎	株式会社オリイ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター (◎：主査、○：主査代理) (令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

梅澤 敦	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事
西牧 謙吾	国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長
河村 のり子	厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 (令和2年8/31現在計3名、五十音順、敬称略)



I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。

・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、

① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備

② 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、

・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充

・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現

・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

2 - 1. 「障害のある子供の教育支援の手引」

「障害のある子供の教育支援の手引」 (概要)

ポイント

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・ 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・ 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・ 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス(①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し)に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動(①)

- ・ 就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス(②)

- ・ 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
 - 障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス(③)

- ・ 教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応


1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・ 障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を具体的に提示。
- ・ 障害種別※に、それぞれの学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別の教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがよりの確に行われるよう、関連資料として、「**個別の教育支援計画**」の参考様式を提示。

詳細はこちら(文部科学省HP) 



就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

【新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（抜粋）】

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

（きめ細かな就学相談と保護者への具体的な情報提供及び学びの場の検討等の支援）

- 障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援については、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するため、極めて重要である。各市町村教育委員会における子供たち一人一人に応じたきめ細かい支援をより一層充実させるため、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の参考となるよう国が作成している教育支援資料の内容を充実する必要がある。
- その際、例えば、
 - ・特別支援学級や通級による指導，通常の学級等の学びの場の判断について，教育支援委員会を起点に様々な関係者が多角的，客観的に検討すること。その際、引き続き、本人や保護者の意向を可能な限り尊重すること
 - ・必要に応じ、都道府県教育委員会や特別支援学校が市区町村教育委員会等の求めに応じた専門的助言等を行うこと
 - ・特別支援学級及び通級による指導の対象となる児童生徒の障害の程度等をより具体的な形で分かりやすく示すとともに，障害の程度等を参考に特別の教育課程を検討する際の視点を解説すること
 - ・教育委員会が示す就学先と保護者の意向が合致しない場合の調整の場の在り方について検討すること。その際、調整の場については、様々な形態が考えられるが、法律の専門家等の参加も考えられること
 - ・特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない者について通級による指導の対象とすることを検討することもありうることを示すことが考えられる。
- これらに加え、今後更に、継続的な研修の実施や周辺自治体との情報共有等により就学相談担当者等の専門性向上を図ることも重要である。その際、特別支援教育に関する基礎的な内容はもとより、教育と福祉、医療、労働等の関係部局や期間と連携しながら、障害者権利条約や障害者差別解消法などの関連する法制度等、関連する幅広い内容を分かりやすい形で示していくことが重要である。

【教育支援資料】

各市町村教育委員会において就学手続に携わる者が、手続きの趣旨や内容について十分に理解し、円滑に障害のある児童生徒等への教育支援を行うための参考資料。文部科学省において、平成25年10月に発行。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス

5 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

(4) 特別支援学級と通級による指導について

① 特別支援学級と通級による指導等との関係について

(略) なお、小中学校等における通級による指導の授業時数については、年間35単位時間から280単位時間以内の範囲で行うことを標準とし、過当に換算すると、1単位時間から8単位時間程度まで、通常の学級以外での特別な指導を行うことができることとなっている。このため、**例えば、特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子供が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外での自立活動における特別な指導の時間が、過当に8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討するべきである。**

② 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について

小中学校等の特別支援学級に在籍する子供については、通常の学級に在籍する子供と共に学ぶ機会を積極的に設けることが重要である。そのため、特別支援学級の子供が、特別支援学級に加え、同じ学年の通常の学級にも在籍し、通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し、子供一人一人の障害の状態等や個々の事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うことが必要である。

また、**教科学習についても、子供一人一人の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要である。**

このような交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している子供が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。

なお、実施に当たっては、**特別支援学級において当該子供に編成した教育課程の目的が達成されるよう、当該子供を担当する教員等が適切な指導を行いながら、実施する必要があり、指導体制が整わないまま実施することは不適切である。**(略)

7 市区町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定

(3) 就学先の決定

(略) より広域的な観点では、市区町村ごとに、就学先についての判断や考え方にばらつきがある状況は、子供一人一人の教育的ニーズに基づいて就学先を検討するという基本からは好ましいこととは言えず、このような状況を避けるためにも、**必要に応じて、都道府県教育委員会や特別支援学校は、市区町村教育委員会等の求めに応じた助言等を行うなどして判断の客観性を確保することが必要である。**

8 都道府県教育委員会等における教育相談体制の整備

(略) 地域によっては、特別支援学級や通級による指導、通常の学級等の学び場の判断について、**十分な検討が行われることなく安易に、教員が確実に配置される特別支援学級が選択される事例があるとの指摘がある。**都道府県教育委員会においては、そうした指摘があることにも留意しつつ、本手引に記載の内容や、域内の各市区町村の特別支援学級の設置状況や通級による指導の実施状況等を踏まえながら、必要に応じて、就学決定前の指導・助言を行うとともに、**就学先決定後においても、それぞれの学びの場で編成されている教育課程の内容や子供一人一人の指導の状況等を把握するなどし、市区町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行うことが求められる。**

「個別の教育支援計画の参考様式について」

(令和3年6月30日付 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 事務連絡)

○ 統合型校務支援システムなどのICTを活用して、学校内外で必要に応じて個別の教育支援計画のデータの蓄積、共有や引継ぎができる仕組みの必要性を踏まえ、個別の教育支援計画の参考様式と解説を示したものを。

■プロフィールシート■

個別の教育支援計画の参考様式

【プロフィールシート】

1. 本人に関する情報

氏名	姓	名	性別	生年月日
学籍	学校名	学年	学期	学期

2. 支援に関する情報

支援内容	内容	実施場所
実施期間	開始日	終了日

3. 関係機関に関する情報

関係機関名	連絡先	連絡先	関係機関の種類
関係機関名	連絡先	連絡先	関係機関の種類

4. 備考

■支援シート（本年度の具体的な支援内容）■

個別の教育支援計画の参考様式

【支援シート（本年度の具体的な支援内容）】

1. 本人に関する情報

氏名	姓	名
学籍	学校名	学年

2. 支援に関する情報

支援内容	内容	実施場所
実施期間	開始日	終了日

3. 関係機関に関する情報

関係機関名	連絡先	連絡先	関係機関の種類
関係機関名	連絡先	連絡先	関係機関の種類

4. 備考

2. 評価

評価項目	評価内容
支援の計画の状況	
関係機関との連携の状況	

3. 備考

4. 関係機関（医師、歯科、福祉）

関係機関名	連絡先	関係先
関係機関名	連絡先	関係先

5. 備考

6. 備考

★事務連絡、参考様式、作成・活用プロセスの解説についてはこちらをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00005.htm



2 - 2. 特別支援教育を担う教師の専門性向上

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）（特別支援教育部分）



4. 新時代の特別支援教育の在り方について

【基本的な考え方】

- 特別支援教育への理解・認識の高まり、制度改正、通級による指導を受ける児童生徒の増加等、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況は変化通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進

【特別支援教育を担う教師の専門性向上】

① 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- 障害の特性等に関する理解や特別支援教育に関する基礎的な知識、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫の検討
- 教師が必要な助言や支援を受けられる体制の構築、管理職向けの研修の充実
- 都道府県において特別支援教育に係る資質を教員育成指標全般に位置づけるとともに、体系的な研修を実施

② 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性

- 個別の指導計画等の作成指導、関係者間の連携の方法等の専門性の習得
- OJT やオンラインなどの工夫による参加しやすい研修の充実、発達障害のある児童生徒に携わる教師の専門性や研修の在り方に関する具体的な検討
- 小学校等教職課程において特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- 特別支援学校教諭免許取得に向けた免許法認定講習等の活用

③ 特別支援学校の教師に求められる専門性

- 幅広い知識・技能の習得、専門的な知見を活用した指導、複数障害が重複している児童生徒への対応
- 広域での研修や人事交流の仕組みの構築、教員養成段階における内容の精選やコアカリキュラムの策定
- 特別支援学校教諭免許状取得に向けた国による教育委員会への情報提供等の促進、免許法認定通信教育の実施主体の拡大検討

特別支援教育を担う教師の専門性向上（特別支援学校の教師）

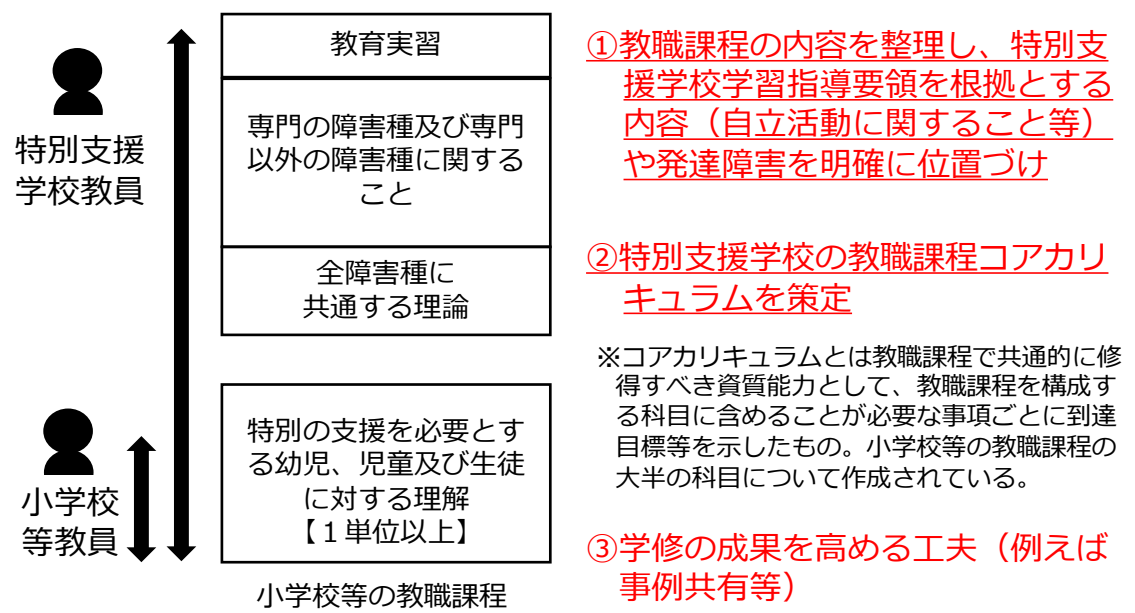
【令和の日本型学校教育】の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～
 【答申】（中教審第228号）（抜粋）】

（3）特別支援教育を担う教師の専門性向上
 ③特別支援学校の教師に求められる専門性

（略）

○さらに 広域での研修の仕組みや人事交流を可能とする仕組みの構築などのほか、養成段階では現在の総単位数の中で、**特別支援学校学習指導要領等を根拠に、特別支援学校の教師として押さえておくべき内容を精選するとともに、発達障害など全ての学校種で課題となっている内容についても学べるよう、内容を再検討することが必要である。**あわせて、**特別支援学校教諭の教職課程の質を担保・向上させるため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定**することが必要である。

特別支援学校の教職課程【26単位】



【参考】
 小学校等の教職課程コアカリキュラム（抄）
 事項：特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
 (1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解
 到達目標：
 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。
 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。
 3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

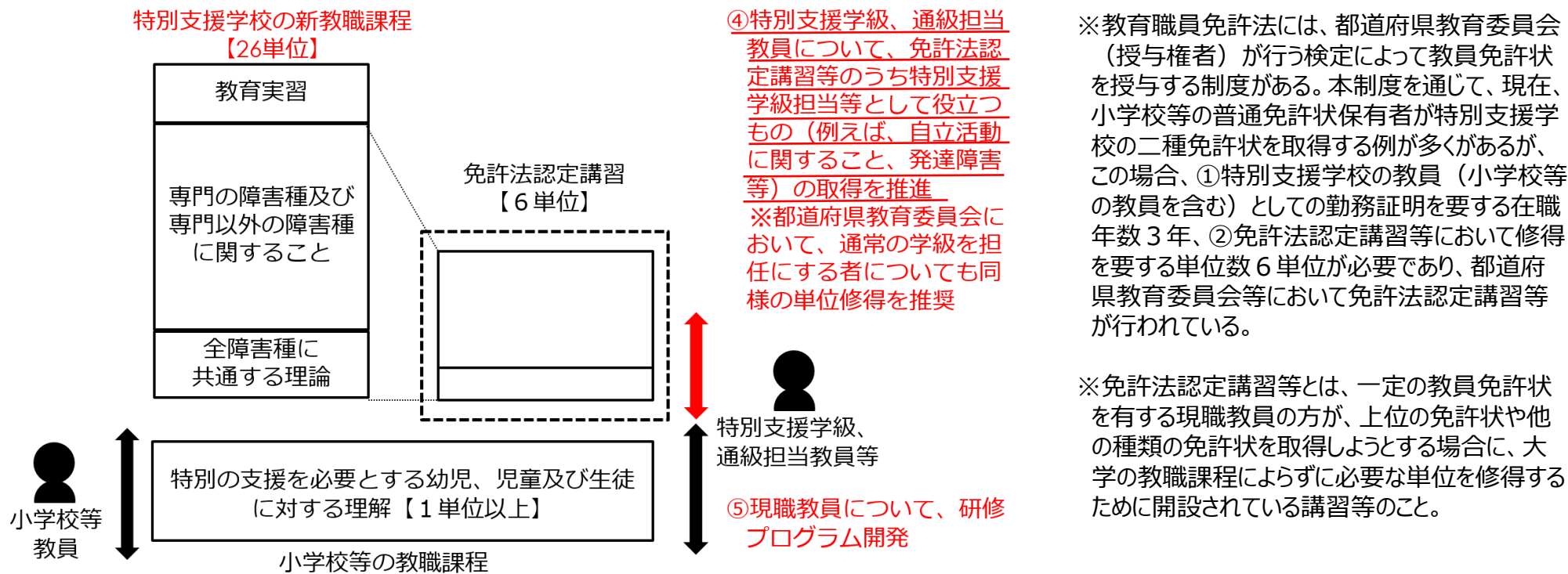
特別支援教育を担う教師の専門性向上（特別支援学級、通級による指導の担当教師）

【令和の日本型学校教育】の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～
 【答申】（中教審第228号）（抜粋）】

（3）特別支援教育を担う教師の専門性向上

②特別支援学級 通級による指導を担当する 教師に求められる特別支援教育に関する専門性
 （略）

○また、**現職の特別支援学級や通級による指導の担当教師については、特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用し、例えば自立活動や発達障害に関する事項など特別支援学級担当等の資質向上に資する知識技能等の修得を促す**ことが必要である。さらに 都道府県教育委員会においては 研修の一環として通常の学級を担当する者に対し 免許法認定講習を活用した単位の修得を推奨することも考えられる。



趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
 - ・ **全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等**
 - ・ **特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。**
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討事項

- (1) **特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方**
- (2) **特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方** ↔ 教職課程コアカリキュラムWGと連携
- (3) **その他関連事項**

委員

安藤 隆男 筑波大学名誉教授
 市川 裕二 全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長
 加治佐 哲也 兵庫教育大学長
 喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長
 木船 憲幸 九州産業大学教授
 坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長
 田中 良広 帝京平成大学教授
 濱田 豊彦 東京学芸大学副学長
 樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授
 宮崎 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
 森 由利子 滋賀県教育次長
 （計11名、五十音順、敬称略）

（オブザーバー）
 穴戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長
 （計1名、敬称略）

今後のスケジュール（案）

11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム（素案）の確定
4月/5月	パブリックコメント等
6月	第7回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、**教職課程コアカリキュラムの策定**や、**特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上**を図る。

特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方に係る 主な検討事項

1. 特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方

特に（１）特別支援学校の教師、（２）特別支援学級、通級による指導を担当する教師に関して、下記を検討する。

①養成、採用の在り方

②強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職養成の在り方

2. 特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方

特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムを作成。

3. その他関連事項

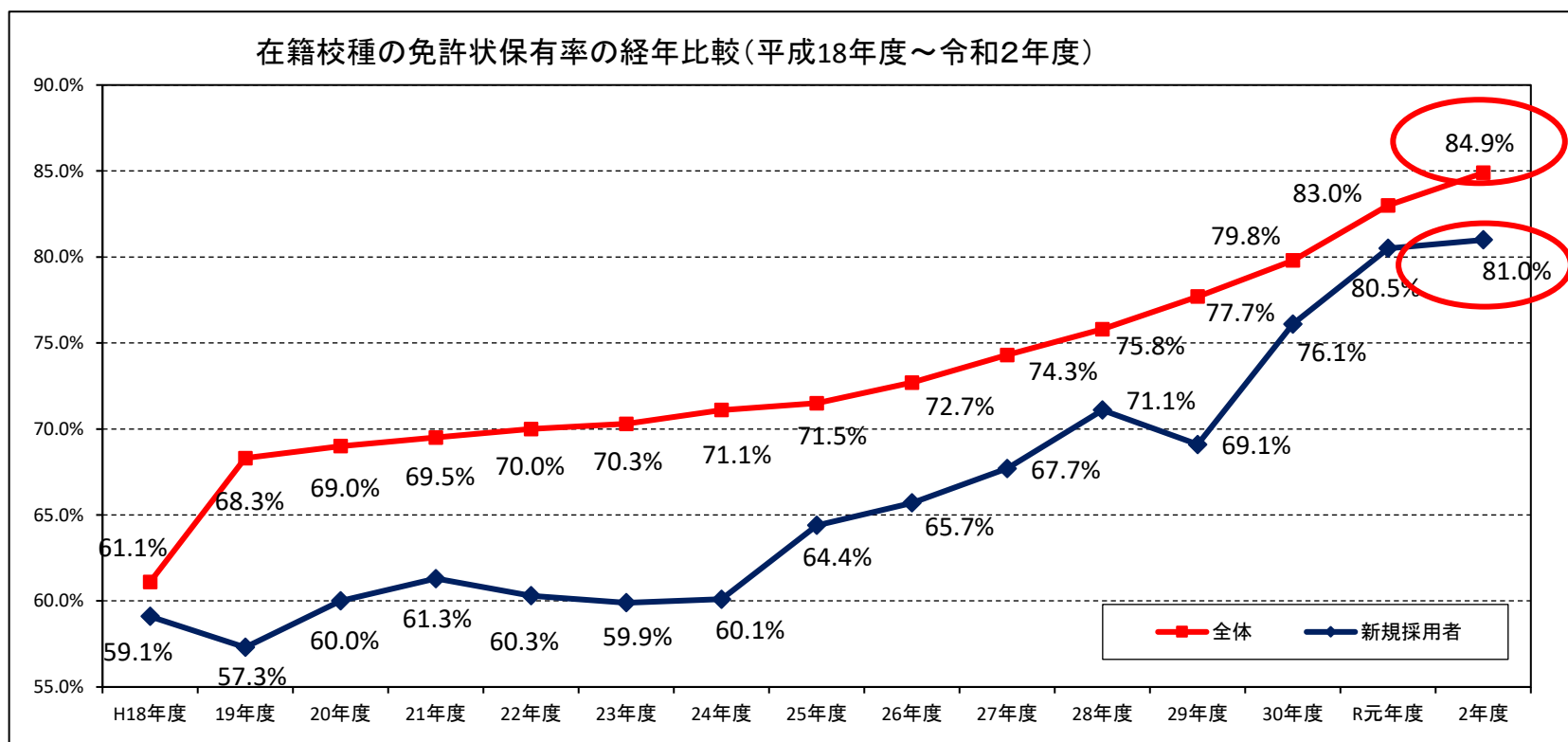
（例）視覚障害、聴覚障害領域の特別支援学校教諭免許状保有率の向上方策、免許法認定通信教育・認定講習の在り方 等

特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:84.9%(令和2年度) ⇒ **本来保有すべきもの**
※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率、新規採用者の保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

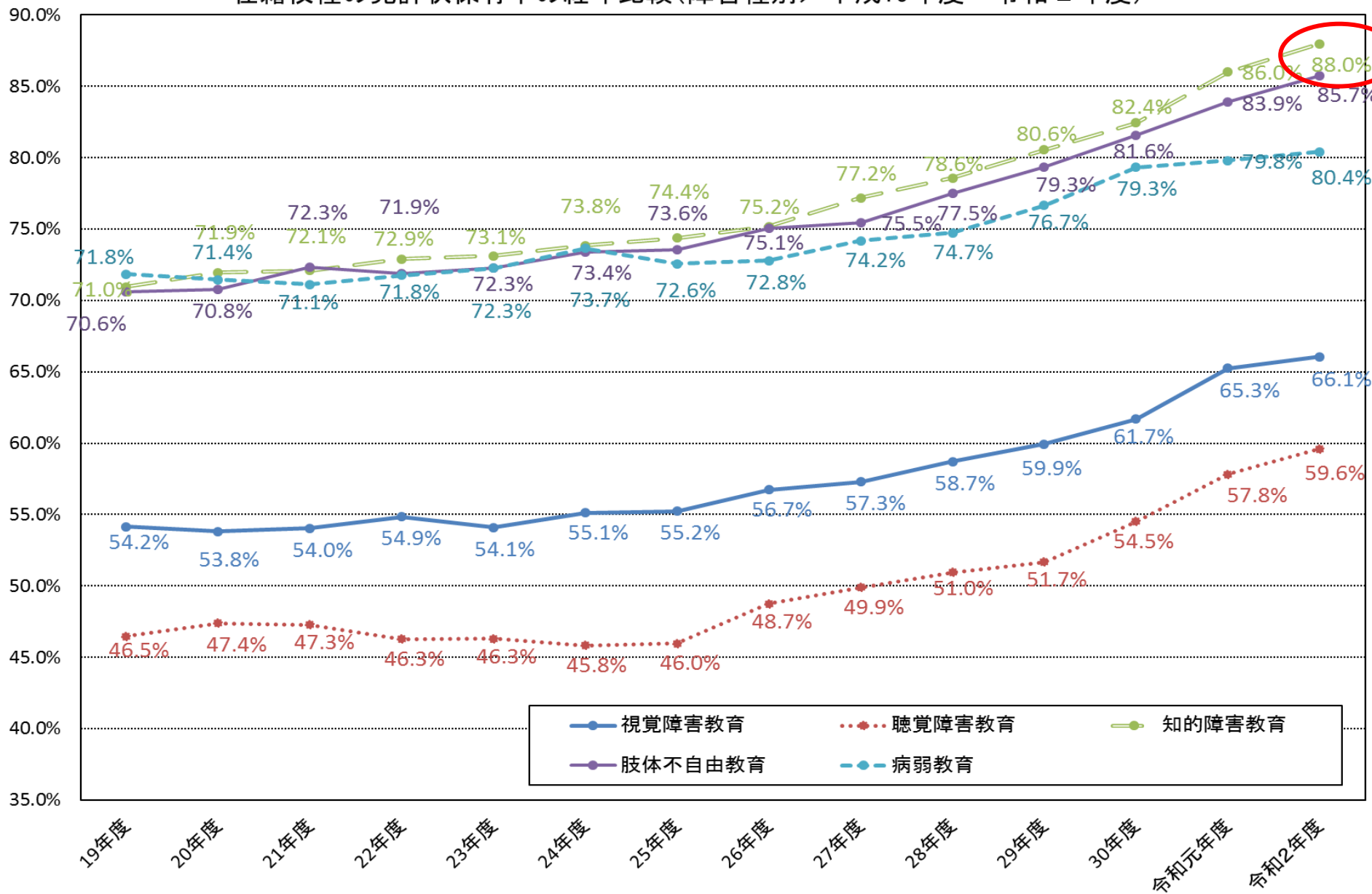


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:**31.2%**

特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

在籍校種の免許状保有率の経年比較(障害種別／平成19年度～令和2年度)



1.特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方

(1) 特別支援学校の教師

※本頁以降の記載は、省令改正事項ではなく、各論点において考え得る方向性を例示したものと※

① 養成、採用の在り方

(例)

- 特別支援学校の児童生徒の実態に応じた適切な指導を実施し、また、センター的機能を果たす上で必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにするため、**特別支援学校教諭免許状の教職課程に特別支援学校学習指導要領を根拠とする内容（自立活動、知的障害のある子供のための各教科等、重複障害者等に関する教育課程の取扱い）と、「発達障害」に関する事項を加える。**

② 現職教員の強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職養成の在り方

(例)

- **特別支援学校教諭免許状の保有率の向上に向けた取組**
(人事交流等の教員の免許取得計画の作成と進捗の把握、教育委員会における取組事例の収集)
- **教育職員免許法附則第15項**（特別支援学校における特別支援学校教諭の免許状所持を猶予する規定）**について、取得が猶予される状況や取得に対する方向性を明確化**（当該教員の前任校が小中学校等であり、取得中或いは取得する計画があるなど）
- **小学校等との人事交流の拡充**（一定規模の集団に対する教科指導や生徒指導の力量形成、交流人事協定書の目的の明確化、教科免許取得計画の作成、人事交流期間中及び後の取得を目指した進捗状況の把握・サポート）
- **特別支援教育コーディネーターの在り方や位置づけ、人材育成の仕組みの構築**
(例：インセンティブ付与の仕組み等)

① 養成の在り方

(例)

- 小学校等教諭の免許状の教職課程における学生が、特別支援学校教諭免許状の教職課程のうち、自立活動等に関する事項の単位を取得することを推奨
- 特別支援教育に関わる魅力の発見や動機付けのための方策として、
 - ✓ **小学校等教諭の免許状の教職課程における教育実習時に、特別支援学校・特別支援学級での経験を積ませることを推奨**
 - ✓ **大学等に対し、小学校等教諭の免許状の教職課程とは別に実施する介護等体験の体験先として、特別支援学校等での体験を積極的に行うことを推奨。**
 - ✓ **小学校等教諭の免許状の教職課程における学生が、特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする場合、教育実習の単位に反映できる学校体験活動の場を、特別支援学校に限定。**

② 採用の在り方

(例)

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の単位の取得や、特別支援教育に関わるボランティア、特別支援教育支援員等の経験を、採用試験において考慮**（小中学校等への採用試験における加点、一次試験免除等。国における取組事例の収集と周知）

③ 現職教員の強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職養成の在り方

(教員の強みを伸ばす育成)

(例)

- 特別支援学校との人事交流の拡充（人事交流期間中及びその後の**免許取得計画**の作成と進捗の把握）
- 自治体において、特別支援教育を必要とする幼児、児童生徒への指導に関する事項を**教員育成指標**に盛り込み、その上で、全ての教師に対して実施する初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等に、特別支援教育に関する内容を必ず盛り込む（特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を研修として活用するなど）
- 特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用し、知識技能等の修得を促す（コアカリキュラムにおいて、自立活動、発達障害に関する事項等、修得が推奨される科目を示す）ことにより、**特別支援学校教諭免許状の保有率の向上**
- 教育委員会が教師の**単位修得状況**（特別支援学校教諭免許状の教職課程の一部科目、採用後の免許法認定講習等）や**研修受講**（国立特別支援教育総合研究所（NISE）による「学びラボ」等）の履歴を把握したり、**評価や配置に反映**できる仕組みの普及
- 学校内（通常の学級と通級による指導、通常の学級と特別支援学級、通常の学級と特別支援学校分教室）、域内（小中学校等と特別支援学校）の教師間による**相互乗り入れ授業等のOJT研修の仕組みを構築し**、通常の学級の教師が特別支援教育を必要とする児童生徒への個別指導について学んだり、特別支援教育を担当する教師が一斉指導における個別配慮を学ぶ機会を拡大

(教員のキャリアパス)

(例)

- 特別支援教育コーディネータの在り方や位置づけ、人材育成の仕組みの構築
(例：インセンティブ付与の仕組み等)

(管理職養成)

(例)

- 管理職の教員育成指針に特別支援教育を明記
- 管理職選考や登用に当たって、特別支援教育に係る経験（特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、特別支援教育コーディネーター等）を考慮することを推奨

2.特別支援学校教諭免許状及びその 教職課程コアカリキュラムの在り方

① 養成、採用の在り方

○ 特別支援学校教諭免許状の教職課程の整理

(教育職員免許法施行規則に、特別支援学校学習指導要領を根拠とする自立活動、知的障害のある子供のための各教科等、重複障害者等に関する教育課程の教育課程の取扱いや、発達障害を位置づけ)

○ 教職員免許法及び同施行規則に基づき、全国すべての大学の教職課程で共通的に履修すべき資質能力を示した**特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムの策定**

上述の2点については、本検討会議において基本方針を示した上で、コアカリキュラム検討のためのワーキンググループを設け、検討・作成していく。

趣旨

○ 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議の下に、特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループを設置し、**教職課程コアカリキュラムを作成**。（教職員免許法及び同施行規則に基づき、全国すべての大学の教職課程で共通的に履修すべき資質能力を示したもの）

検討事項

○ 教育職員免許法施行規則に規定する特別支援教育に関する特別支援学校教諭の教職課程の各科目に含めることが必要な事項のうち、**主に特別支援教育領域に関する科目（第二欄）**及び**免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（第三欄）**について、**その全体目標、一般目標、到達目標等について、専門的な検討を行う。**

特別支援学級や通級による指導を担当する教員に重点的に修得してほしい内容も明確化

委員

【主査】安藤 隆男 委員 筑波大学名誉教授、【副主査】樋口 一宗 委員 松本大学教育学部学校教育学科教授

【視覚障害WG】

青木 隆一 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長
 青柳 まゆみ 愛知教育大学准教授
 氏間 和仁 広島大学准教授
 小林 秀之 筑波大学准教授
 山岸 直人 東京都立八王子盲学校長

【肢体不自由WG】

一木 薫 福岡教育大学教授
 笠原 芳隆 上越教育大学教授
 長沼 俊夫 日本体育大学体育学部教授
 橋本 典子 高知県教育センター若年教員育成アドバイザー
 廣瀬 雅次郎 長崎県教育庁特別支援教育課指導主事

【聴覚障害WG】

鹿嶋 浩 愛知県立岡崎聾学校長
 澤 隆史 東京学芸大学教授
 武居 渡 金沢大学教授
 立入 哉 愛媛大学教授
 村野 一臣 東京都立立川ろう学校長

【病弱・身体虚弱WG】

相川 利江子 千葉県立仁戸名特別支援学校長
 滝川 国芳 京都女子大学発達教育学部教授
 丹羽 登 関西学院大学教授
 萩庭 圭子 神奈川県教育委員会教育局支援部特別支援教育課長
 平賀 健太郎 大阪教育大学准教授

【知的障害WG】

青山 新吾 ノートルダム清心女子大学准教授
 門脇 恵 宮城教育大学附属特別支援学校副校長
 古我知 博樹 沖縄県教育庁県立学校教育課特別支援教育室長
 葉石 光一 埼玉大学教授
 橋本 創一 東京学芸大学教授

【発達障害WG】

岸野 美佳 福井県特別支援教育センター所長
 齊藤 真善 北海道教育大学札幌校准教授
 曾山 和彦 名城大学教職センター教授
 高橋 あつ子 早稲田大学教職大学院教授
 花熊 暁 関西国際大学教育学部教授

（敬称略）

令和4年4～5月に教職課程コアカリキュラムのパブリックコメントの実施、6月以降の策定を目指し、議論を進める。

特別支援教育の免許状制度

- 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。
※ただし、免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を有していなくても特別支援学校の教員になれることとされている。
- 特別支援学校教諭の免許状は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）の特別支援教育領域を定めて授与される。現職教員として勤務経験を加味し習得単位数を軽減することや、免許状の授与を受けた後、新たに特別支援教育領域を追加することも可能。

【教職課程】 大学等における単位

特別支援教育に関する科目		免許状の種類	二種免許状	一種・専修免許状	
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目（※）	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	8	16
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	3	5
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	3		
計			16	26	

（※）視・聴は8単位（二種は4単位）、知・肢・病は4単位（二種は2単位）以上

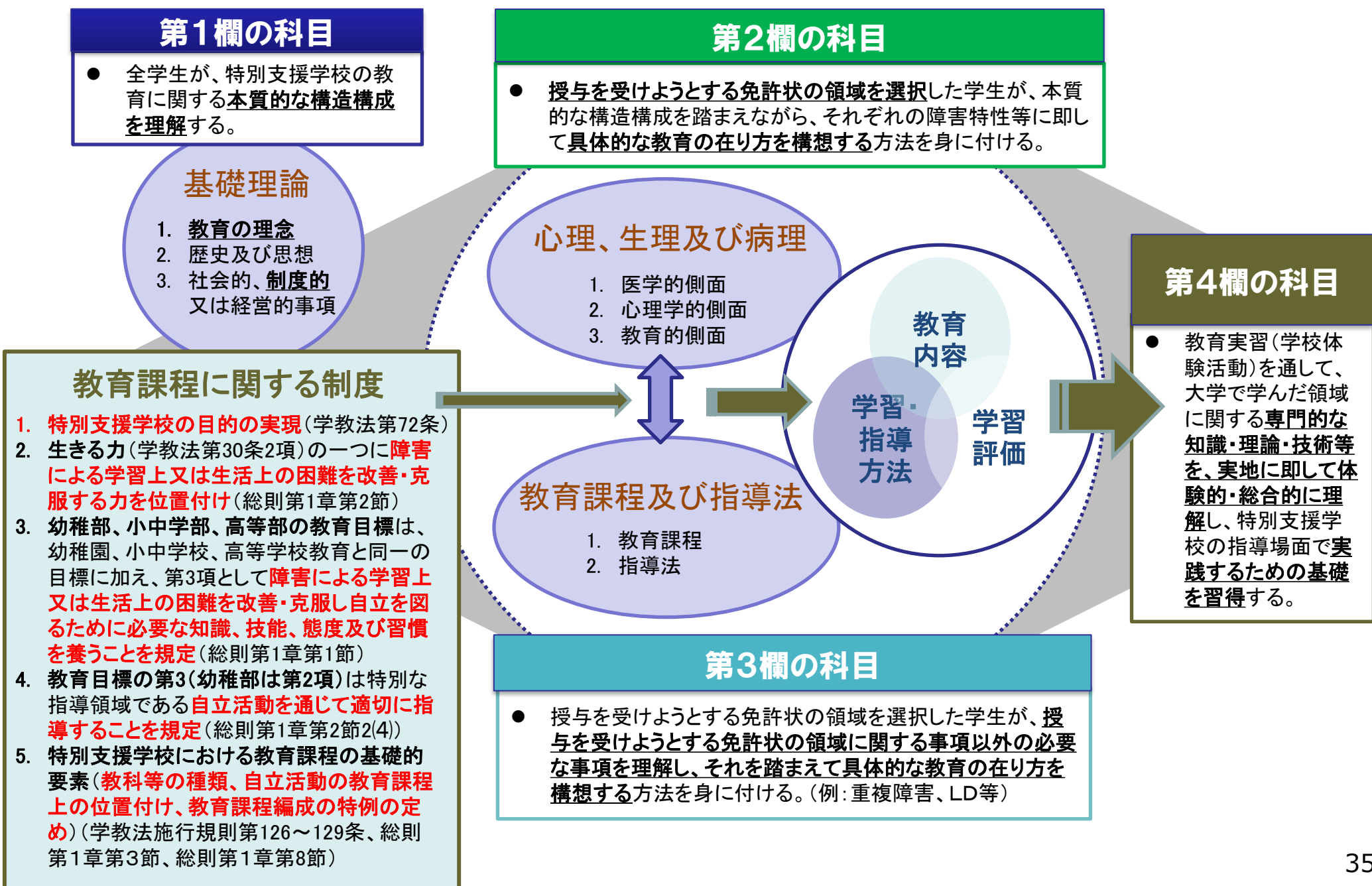
【現職教員】 勤務年数 + 軽減された単位

	二種免許状	一種免許状	専修免許状
必要となる免許状	幼、小、中、高の教諭の普通免許状	特別支援学校教諭二種免許状	特別支援学校教諭一種免許状
教諭としての勤務年数	3年 ※幼小中高での勤務含む	3年	3年
必要習得単位数	6	6	15

- 特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。

(参考) 現行大学の特別支援学校教諭免許状の教職課程における科目間の教授内容 概観図

○ 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラム作成の際は、**各欄の教授内容の関連に留意しながら、「ミニマムエッセンシャル」となるよう策定を進める。**



3. その他関連事項

○ **視覚障害、聴覚障害において、免許を取得できる大学の教職課程や専門とする大学教員が少なく、これらの分野における免許取得率が低い中、教職課程及び現職教員に対して、これらの分野における免許取得をどのように推進していくか。**

(例)

-教職課程において、大学間連携により、複数の大学の専門分野の強みを持ち寄って、より身近な大学において免許状の取得が可能となるような取組の普及

-教職大学院と連携した管理職の資質向上のための研修の機会の充実

○ **国立特別支援教育総合研究所とも連携し、各種研修等の充実により、特別支援に関わる教諭の専門性向上を図る。**

(例)

-国立特別支援教育総合研究所や各自治体等で実施している研修の体系化 等

-現職教員に向けた、NISEによる特別支援学校教諭免許状に係る免許法認定通信教育の継続的实施と、実施主体の拡大

検討スケジュール（案）

- 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会との連携しつつ進める。
- 上記のスケジュール及び議論内容については、今後変更の可能性はある。

	検討会議	ワーキンググループ	サブWG
令和3年 10月	第1回会議開催（10/25） ①これまでの提言等及び検討事項 ②自由討議（主に教職課程コアカリキュラムの在り方について）		
11月	第2回会議開催（11/25） ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について		
12月	第3回会議開催（12/20） ・ヒアリング（教育委員会、大学等）	【WG全員出席】 第1回会議開催（12/16） ①これまでの検討会議の議論の報告 ②今後のコアカリキュラム作成の基本的方向性と考え方について	
令和4年 1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理		サブWG開催 （1～3回程度）
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議	【サブWG代表出席】 第2回会議開催（2/15） ①各領域の検討状況の共有 ②今後の作業（修正）方針の確認	サブWG開催 （1～3回程度）
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告とりまとめ ② 教職課程コアカリキュラム（素案）の確定	【サブWG代表出席】 第3回会議開催 ①第5回検討会議の議論等を踏まえた修正案の検討	
4月/5月	教職課程コアカリキュラムにかかるパブリックコメント等		
6月	第7回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について		

2 - 3 . 新学習指導要領について

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、**初等中等教育全体の改善・充実の方向性**を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、**幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性**を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。

※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。

- **知的障害者である子供のための各教科等**の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - **中学部に二つの段階を新設**、小・中・高等部の**各段階に目標を設定**、段階ごとの内容を充実
 - **小学部の教育課程に外国語活動を設けることができる**ことを規定
 - 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの**学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができる**よう規定

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等について規定。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 知的障害者である子供のための各教科の内容を充実
（例）小・中学部
日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など

実施スケジュール

- ・ 幼稚部：2018年度、小学部：2020年度、中学部：2021年度、高等部：2022年度入学者から実施

（学習指導要領の着実な実施）

この改訂の趣旨を踏まえ、各特別支援学校においては、各教科等の目標・内容の理解を深め、単元設定や教材の選定を行い、指導を行う必要がある。また、指導の充実のために研究に取り組むことも期待される。他方、国においては、知的障害者である児童生徒を教育する特別支援学校の各教科において育むべき資質・能力を着実に児童生徒に身に付けさせる観点から、国語、算数・数学、音楽以外の教科についても、各学校における指導の状況や学習者用デジタル教科書の在り方に係る検討の方向性に留意しつつ、著作教科書（知的障害者用）を作成することが必要である。



まずは小学部「生活」、中学部「社会」「理科」の教科書を作成予定

2 - 4 . 特別支援学校設置基準の策定

趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法3条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編制の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①**特別支援学校を設置するために必要な最低の基準**とするとともに、②**地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定**することを基本方針とする。

主な内容

他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆ 構成（総則、学科（高校）、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積））
- ◆ 趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない）【1条2～3項】
- ◆ 経過措置（編制並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編制等については、当分の間、なお従前の例によることができる）【附則2項】

等

特別支援学校に特有の内容

- ◆ 高等部の学科の種類（例 視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等）【3～4条】
- ◆ 一学級の幼児児童生徒数（幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、重複障害3人以下）【5条】
- ◆ 教諭等の数等（相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等）【7～12条】
- ◆ 校舎に備えるべき施設（自立活動室等）【15条】
- ◆ 校舎の面積（学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】
- ◆ 運動場の面積（学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】

等

その他の内容

- ◆ 学校教育法施行規則の一部改正（120条～123条の削除等）
- ◆ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

（参考）今後のスケジュール
令和3年9月24日 公布
令和4年4月 1日 施行
令和5年4月 1日 施行（編制、施設及び設備）

3. 障害者権利条約に関して

障害者権利条約関係の動き

● これまでの動き

- 2006年 障害者権利条約が国連で採択 2007年 日本が条約に署名
→（国内法の整備）2011年 障害者基本法の改正、2012年 障害者総合支援法の制定
2013年 障害者差別解消法の制定
2014年 障害者権利条約に批准 2016年 第1回政府報告

2019年 障害者権利委員会より締結国に対して質問票が送付
2021年 初回の日本政府報告に関する質問事項への回答案作成

● 今後のスケジュール

- 3月 障害者政策委員会（第62回）
4月 障害者政策委員会としての意見の最終とりまとめ
8月～9月 障害者権利委員会に提出

8月15日～9月9日 対面審査@ジュネーブ

※2020年に審査が実施される予定だったが、コロナの影響で2022年に延期。

障害者権利条約 第24条

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。**締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。**

(a)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c)障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a)障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(c)個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。

(d)障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

(e)学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

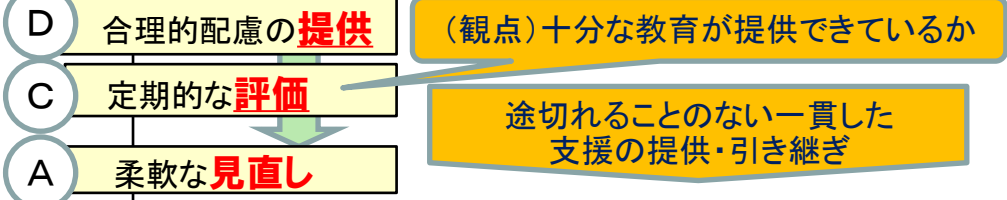
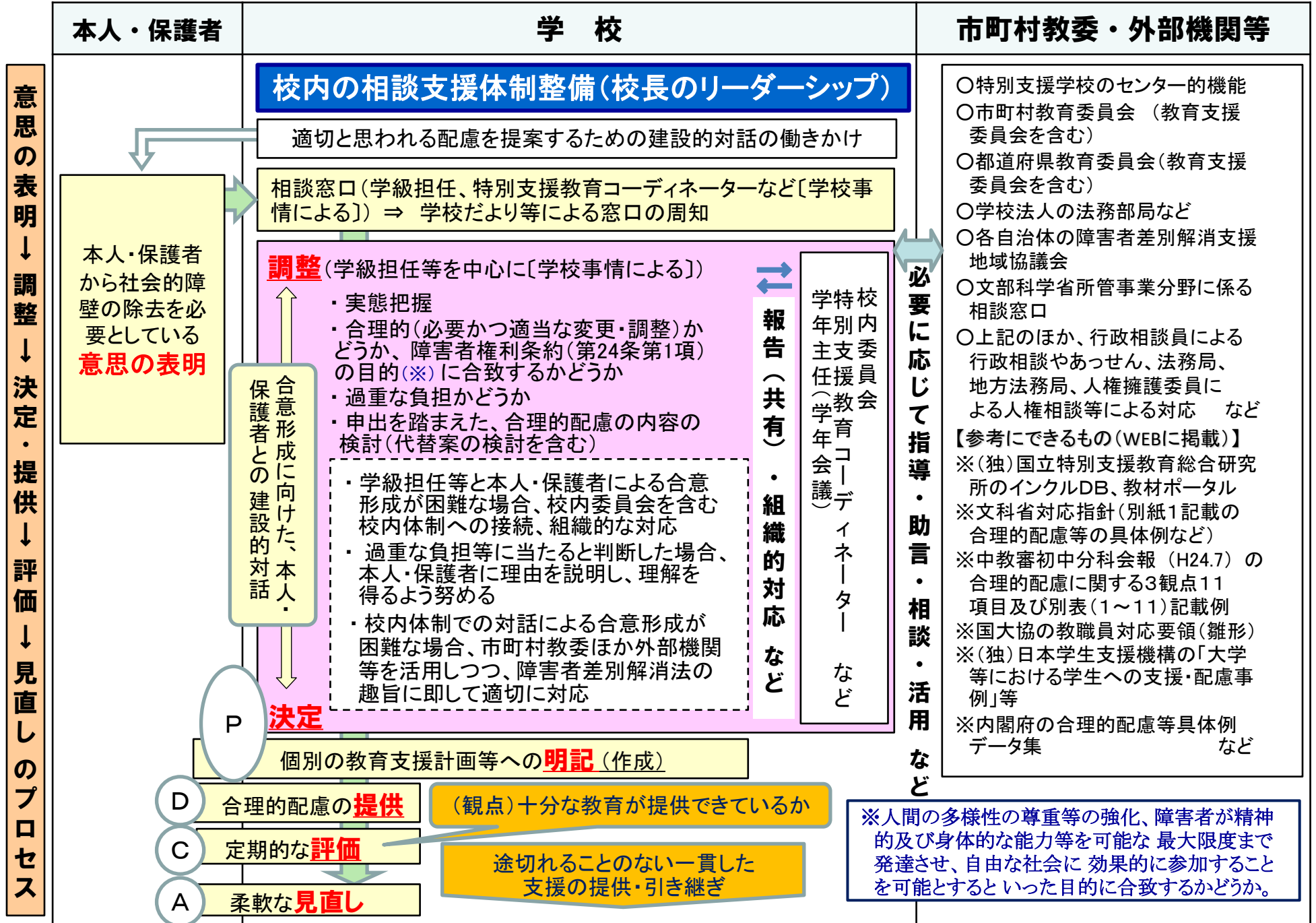
4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

4. 合理的配慮について

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正 (R3.6.4交付))

各学校における合理的配慮の提供のプロセス（対応指針等を基にした参考例）



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

- 政府は、障害者差別解消法の施行（平成28年4月）3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定（附則第7条）を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団体ヒアリング等を通じて、検討を実施。
- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、
現行の努力義務から義務へと改める。

- ※ 障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを求めている。
- ※ 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【合理的配慮の例】

段差がある場合に、
スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真の
カードやタブレット端末などを使う



2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

(1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(2) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日：公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

5. 令和4年度予算案等

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和4年度予算額（案）
（前年度予算額）

43億円
35億円



障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置

2,611百万円（2,068百万円）**（拡充）**
2,400人分 ⇒ 3,000人分 **（+600人）**

医療的ケア看護職員の配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む）を支援

◆学校における医療的ケア実施体制充実事業

36百万円（42百万円）

- ①小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究
地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施
- ②医療的ケア看護職員等に対する効果的な研修方法の開発
医療的ケア看護職員等の研修機会を確保し、専門性の向上を図るため、効果的な研修方法の在り方等について調査研究を実施

ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

128百万円（71百万円）**（拡充）**

①文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究 **（新規）**

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施

②ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究を実施

③ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施

④高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施

◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

241百万円（240百万円）**（拡充）**

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

◆低所得世帯へのオンライン学習通信費支援 （特別支援教育就学奨励費の内数）

824百万円（653百万円）**（拡充）**

（上限を12千円/年→14千円/年へ引き上げ）

低所得世帯（I区分：収入額が生活保護基準の1.5倍未満の世帯）へ家庭でのオンライン学習に係る通信費を支援

特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

◆発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等

52百万円（70百万円）

指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究等を実施

◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置

284百万円（284百万円）

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等

20百万円（16百万円）**（拡充）**

特別支援学校（聴覚障害）を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進等

その他、政策課題に対する調査研究や、学習指導要領の趣旨徹底の取組等を実施

背景・課題

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行を踏まえ、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行うことにより、特別支援教育の推進を図る。

○ 医療的ケア看護職員配置事業

- 学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、**校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援**

(2,611百万円 (2,068百万円))

2,400人分 ⇒ 3,000人分【拡充】

※校外学習や登下校時の送迎車両への同乗に係る経費も含む。

【参考】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
(令和3年6月18日公布、令和3年9月18日施行)

第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他必要な措置を講ずるものとする。

【参考】医療的ケア看護職員の効果的な配置も含め、医療的ケアの実施体制の構築に資する取組を実施するため、小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究を実施。

補助対象等

- 都道府県・市区町村・学校法人
(幼稚園・小中高校・特別支援学校)
- 補助割合 国：1/3 補助事業者：2/3

○ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- **特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備**を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付初年度から3年限り

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備

2. 個別的教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別的教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進

(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

○ 外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの**専門家配置を支援** 348人

【参考】特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領
第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い
児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるとして、適切な指導ができるようにするものとする。

アウトプット（活動目標）

自治体等が実施する①地域の小・中学校等での特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備②医療的ケア看護職員の配置や外部専門家の配置について支援

アウトカム（成果目標）

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展
(指標) 学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合
(令和3年度：-％ (今年度調査予定))

インパクト（国民・社会への影響）

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

背景・課題

特別支援学校等の児童生徒は年々増加しており、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援の実施が必要。

また、「GIGAスクール構想」の実現による新たなICT環境の活用による「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現が求められている。

⇒ 障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実に資する取組を実施し、その成果の普及を図る。

事業内容

I 障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業

調査研究

1. ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実（128百万円）

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導の在り方について研究を実施

- ① 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究
- ② ICTを活用した効果的な指導の在り方の調査研究
- ③ ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
- ④ 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究

2. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業（36百万円）

指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究等を実施

3. 特別支援教育に関する実践研究充実事業（19百万円）

特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施

※各事業の実施にあたっては、有識者等による助言・支援を行うなど、より良い成果が得られるよう文科省としても実施団体を支援する取組を行う。

各事業の実施



有識者派遣による助言・支援

各事業における進捗報告会



II 特別支援教育の理解啓発促進

成果普及

1. 理解啓発（2百万円）

委託事業の成果の普及や制度の周知等のため理解啓発に係る取組を実施

- ・特別支援教育先進事業普及フォーラム
- ・成果普及周知資料の作成・公表

2. 全国的な取組状況の把握（14百万円）

委託事業の成果の検証や今後の施策の検討に資するため全国的な実態を把握する。

- ・特別支援教育関係会議
 - ・実態把握調査
- 例）教育課程や指導内容の実態、研修の実施状況 等

特別支援教育先進事業普及フォーラム
・成果普及周知資料の作成・公表



関係会議、調査
・全国的な実態の把握
・課題の抽出

課題の抽出

PDCA
サイクルの構築

事業成果
の
普及

アウトプット（活動目標）

- ・政策的に課題となっている事項についての知見や事例の獲得
- ・全国的な取組状況のデータの獲得や優良事例の蓄積

アウトカム（成果目標）

- ・本事業の成果や蓄積された知見が全国的に普及されることで、特別支援学校を中核とした、全ての学校における特別支援教育に係る取組の更なる充実及び継続的実施を実現する
- ・全ての学校における特別支援教育に係る取組が充実し、教員の特別支援教育に関する理解が深まることにより、幼・小・中・高等学校における個別的教育支援計画・指導計画の作成率向上につながる。その結果として、適切な指導及び支援が行われること

インパクト（国民・社会への影響）

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業 (ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実)

令和4年度予算額(案) 128百万円
(前年度予算額 71百万円)



文部科学省

背景

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度：令和3年度

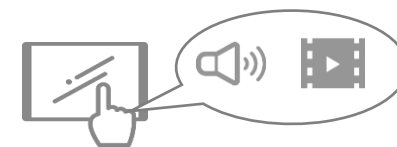
事業内容

1. 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究

83百万円(新規)

○文部科学省著作教科書(特別支援学校用)のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施する。

- 委託先:教育委員会、大学、民間団体
- 委託期間:2年間(1年目)
- 件数・単価:5箇所×16.5百万円

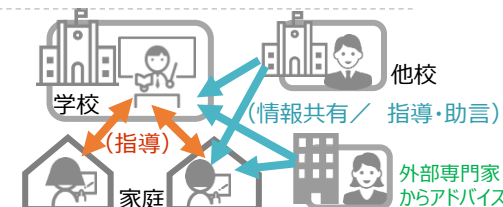


2. ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

18百万円

○障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究する。

- 委託先:教育委員会、大学
- 委託期間:2年間(2年目)
- 件数・単価:8箇所×2.3百万円

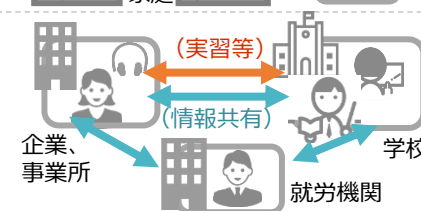


3. ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

6百万円

○職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

- 委託先:都道府県教育委員会
- 委託期間:2年間(2年目)
- 件数・単価:2箇所×3百万円



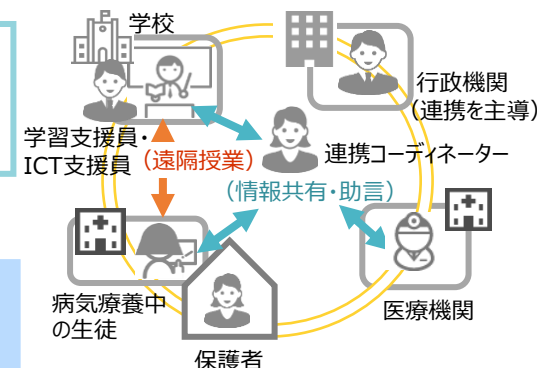
4. 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

18百万円

○高等学校段階における病気療養中等の生徒(※)に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施する。

※ 長期入院又は入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療継続のため通学が困難で自宅療養をせざるを得ない生徒等

- 委託先:教育委員会
- 委託期間:2年間(2年目)
- 件数・単価:6箇所×3百万円



アウトプット(活動目標)

ICTを活用した指導・支援の手法・知見の獲得

アウトカム(成果目標)

- モデル事例の周知による他自治体の取組促進
- ICT活用の充実(デジタル教科書等の普及、ICT関係の就職増、病気療養中の生徒に対する遠隔教育の実施増)

インパクト(国民・社会への影響)

全ての児童生徒の学びが保障され、障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業 (発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業)

令和4年度予算額(案) 0.4億円
(前年度予算額) 0.5億円



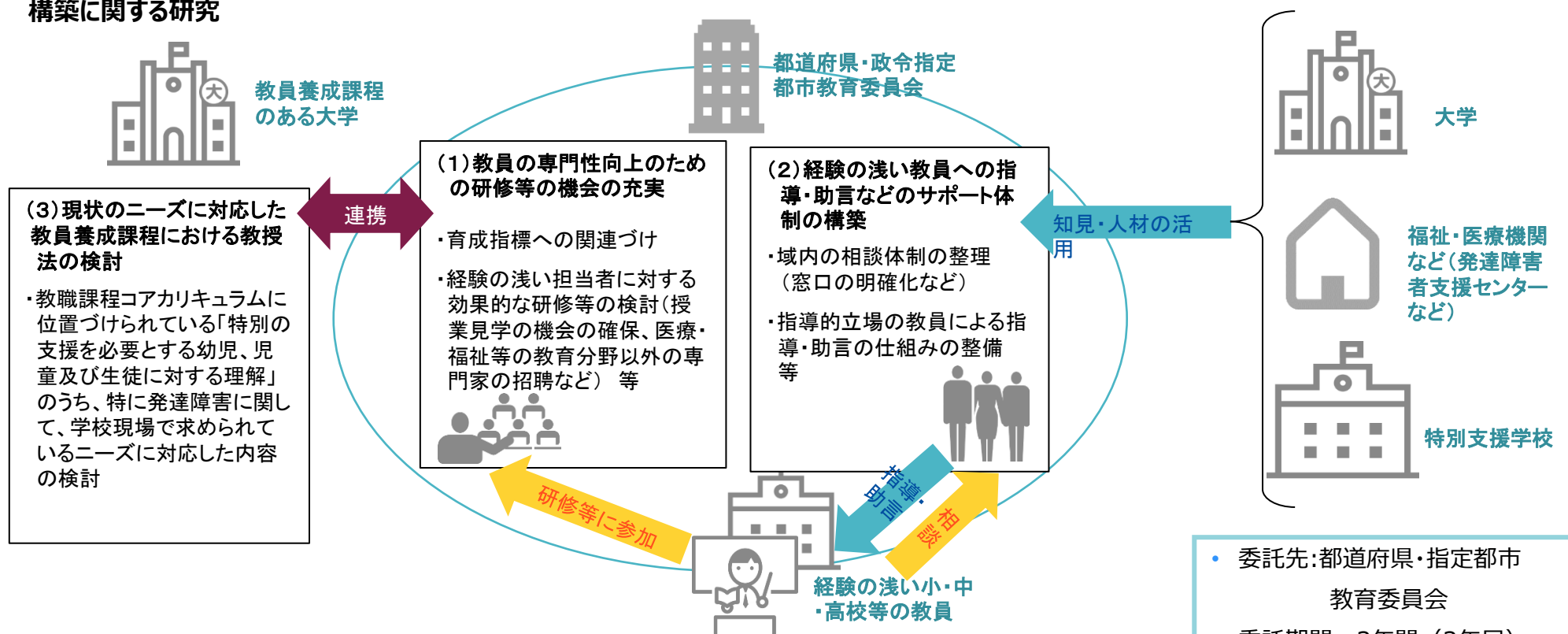
文部科学省

背景 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導については教員の専門性の向上が喫緊の課題となっている。学校組織の中で経験豊富な教員から若手教員へ知識等を伝達していく環境、及び、市町村教育委員会における知見が、必ずしも十分ではないことも踏まえると、特に、指導経験が浅く、十分な知識や技術のない教員に対する支援体制の構築が必要となっている。

経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業

36百万円

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導経験の浅い教員(通常の学級や通級による指導等の担当)の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究



<p>アウトプット(活動目標) 指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築</p>	<p>アウトカム(成果目標) ・好事例の周知による他自治体の取組促進 ・充実した支援体制の整備、継続的に取り組める体制の構築</p>	<p>インパクト(国民・社会への影響) 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する学びが保障され、自己の能力を最大限発揮できる共生社会の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託先: 都道府県・指定都市教育委員会 委託期間: 3年間(3年目) 件数・単価: 7箇所×4.6百万円
---	---	---	--

障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業 (特別支援教育に関する実践研究充実事業)

令和4年度予算額(案)
(前年度予算額)

19百万円
28百万円)



文部科学省

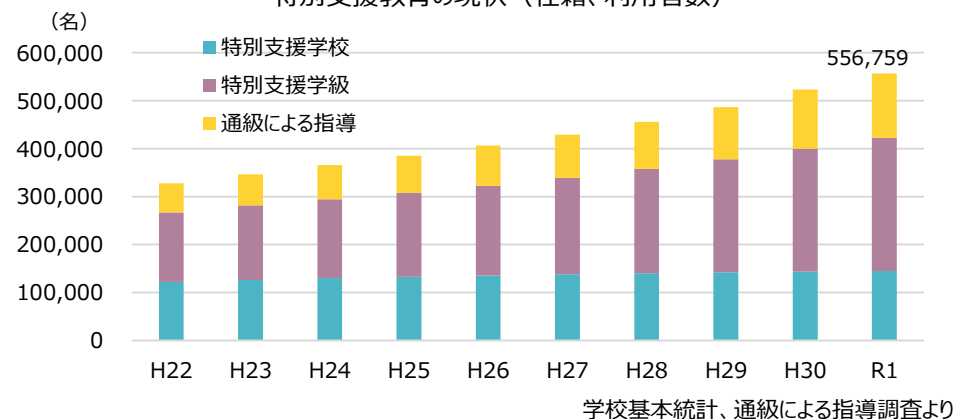
趣旨

近年、特別支援学校等に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになっている。

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・研究を行い、特別支援教育の質の向上を図るべく、特別支援教育に関する実践研究充実事業を実施する。

※平成25年度以降、課題テーマを設定して実施。

特別支援教育の現状(在籍、利用者数)



事業内容

政策課題対応型調査研究(最大3年間)

今後の特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施する。

- ①今後の特別支援教育の在り方の検討に資する調査研究
:【課題】・知的障害に対する通級による指導の実施、ほか
- ②政策上の課題の改善のための調査研究
:【課題】・教員養成課程の在り方、専門性向上に係る調査研究、ほか指導法の開発
・他機関連携を伴う指導の在り方

- ・委託先 : 都道府県等教育委員会、大学、民間団体
- ・件数・単価 : 3課題×6百万円

アウトプット(活動目標)

- ・政策的に課題となっている事項についての知見や事例の獲得
- ・成果を踏まえた政策的課題に係る検討。

アウトカム(成果目標)

- ・モデル事例の周知による他自治体の取組促進。
- ・特別支援学校を中核とした、全ての学校における特別支援教育に係る取組の継続的实施および、知見の蓄積。

インパクト(国民・社会への影響)

全ての児童生徒が障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

新たなニーズに対応した体制整備推進事業 (学校における医療的ケア実施体制充実事業)

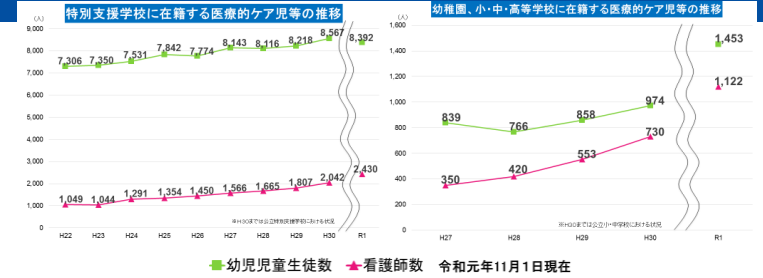
令和4年度予算額(案) 0.4億円
(前年度予算額 0.4億円)



文部科学省

背景・課題

- 近年、**医療的ケア児※は年々増加傾向**。こうした傾向は特別支援学校のみならず、地域の小中学校等でも見られる。(※学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等)
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている**。(令和3年9月18日施行)



→ **I 医療的ケア児の受入れ・支援体制の整備** 及び **II 医療的ケア看護職員等の専門性の向上**に向けた取組を実施する必要がある。

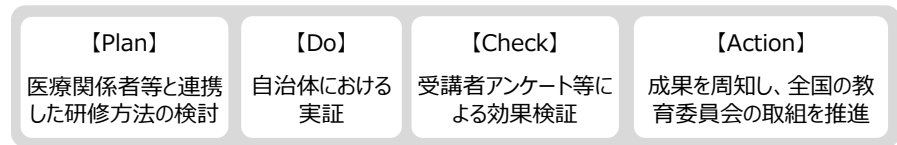
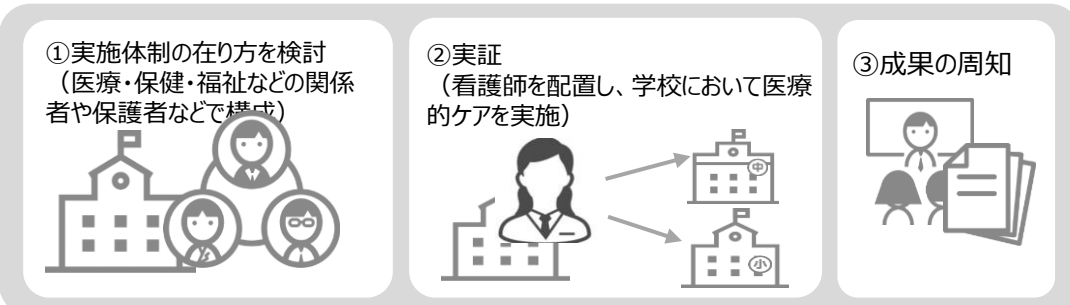
事業内容

I 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

- 中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、**地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方に関する調査研究**を実施し、全国へ普及を図る。
- 件数・単価： 8箇所(4箇所×約400万円 4箇所×約80万円) (予定)

II 医療的ケア看護職員等に対する効果的な研修方法の開発

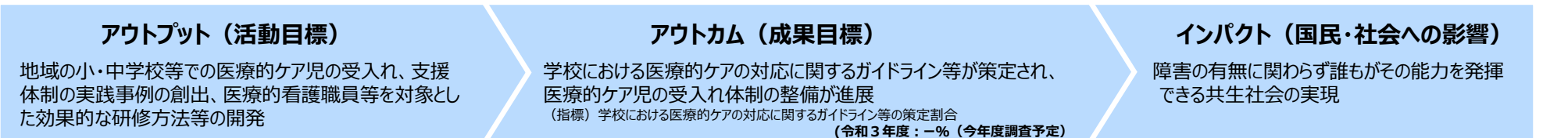
- 教育委員会が実施する看護師等を対象とした研修の在り方について、自治体における実証を踏まえ検証し、開発した効果的な研修方法について、好事例の横展開を図り、全国の教育委員会の研修を推進。**
- 件数・単価： 1箇所×約1,500万円(予定)



【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について(平成31年3月 初等中等教育局長通知)
教育委員会においては、学校に配置する看護師等の専門性の向上を図るために、医療部局や福祉部局等と連携の上、最新の医療や看護技術、医療機器等に関する知識や技能を得るための実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保すること。

【参考】令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年1月)

(4) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実：医療的ケアが必要な子供への対応については、安心して学校で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安全・安心への理解が得られるよう、学校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要である。(略)保健、医療、福祉部局とも連携した医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等による環境整備を進めることが必要である。



新たなニーズに対応した体制整備推進事業 (難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業)

令和4年度予算額(案) 19百万円
(新規)



文部科学省

趣旨

聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。

現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用した教育相談等に係る支援体制や必要な情報発信を強化することにより、聴覚障害児に対する支援のさらなる充実が求められている。

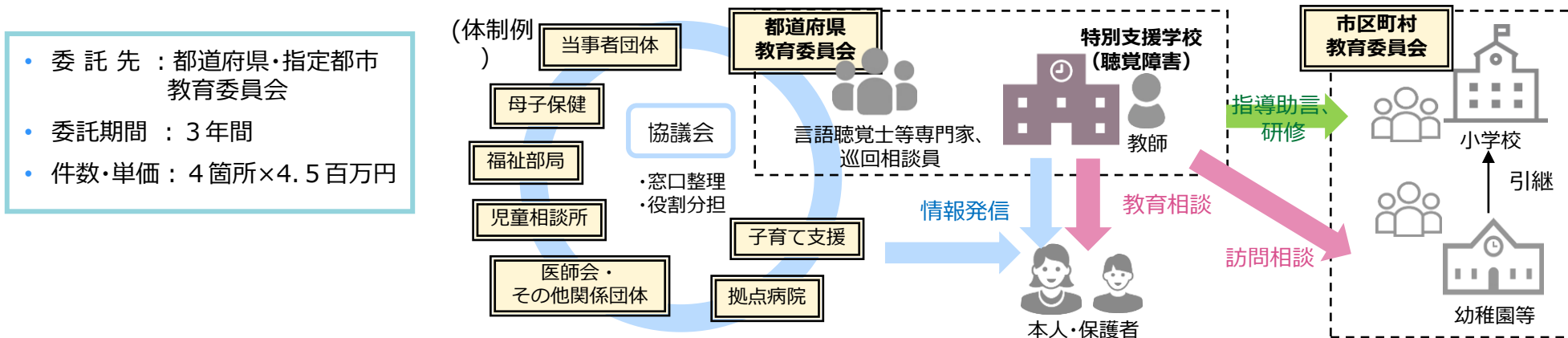
事業内容

I. 就学前の教育相談の充実

- 特別支援学校(聴覚障害)を中核とした教育相談の機能強化
 - ・特別支援学校教師の専門性向上のための専門家(言語聴覚士)の活用
 - ・域内幼稚園・小学校等と連携した効率・継続的な教育相談の在り方の研究
 - ・域内小学校や公立施設を活用した教員の訪問教育相談等の在り方の研究
- 情報発信の機能強化
 - ・保護者に対し、福祉・医療等も含めた活用可能な支援情報の発信

II. 切れ目ない支援の充実

- 幼稚園、小学校等の支援の質向上
 - ・専門家や特別支援学校(聴覚障害)のセンター的機能を活用した幼稚園等や小学校への指導・助言
 - ・幼稚園等や小学校の教師向けの研修の実施・開発



アウトプット(活動目標)

- ・特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、県域をカバーする難聴児の早期支援体制のモデルの構築

アウトカム(成果目標)

- ・支援モデルの周知による他自治体の取組促進
- ・教育相談の充実(対応件数増、相談者の多様化、関係機関への確実なリファーの実施等)

インパクト(国民・社会への影響)

早期支援が実施され、聴覚の障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

令和4年度予算額（案） 136億円
（前年度予算額 124億円）



文部科学省

背景・現状

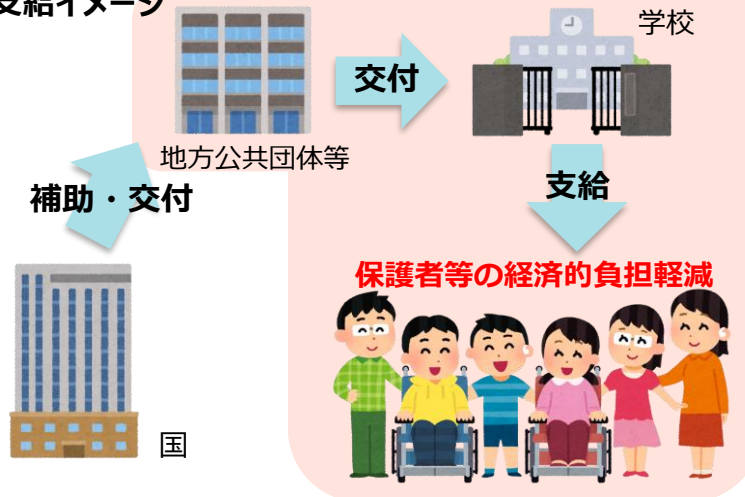
「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

- R4予算における制度の拡充
 - ・オンライン学習通信費の単価上限引上げ 12千円/年→14千円/年

◆支給イメージ



支援対象

国公立の特別支援学校に就学する幼児児童生徒
国公立の小中学校の特別支援学級に就学、若しくは、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒

補助対象費目

教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 等

実施主体

国（国立大学法人）
都道府県・市町村（特別区含む）

負担割合

国 1/2（国立分は10/10）
都道府県・市町村 1/2

背景・課題

- 学校における新型コロナウイルス感染症対策が長期化している中、第6波への万全の備えも見据え、各学校において感染及びその拡大リスクをできる限り低減させながら、教育活動を実施し、子供の健やかな学びを保障する必要がある。
- 特別支援学校のスクールバスについては、安全上の観点から換気が行われにくく長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスク低減を図るなどの対策が必要である。

事業内容

I 学校等における感染症対策等支援事業（254億円）

各学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品の整備や業務委託等に係る経費を支援

- 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：消毒液、不織布マスク、CO2モニターなどの保健衛生用品等の追加的な購入経費、教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費 他



II 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業（51億円）

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施するスクールバスの増便等の取組を支援

- 補助対象：特別支援学校
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬、スクールバスの増便やタクシーの借り上げにかかる経費 他



成果

学校現場の裁量で、地域の感染状況に応じた必要な学校の感染症対策を機動的に対処可能にし、安全安心な通学・学習環境の確保することにより、教育活動の着実な継続・地域における感染拡大防止を実現する。

令和4年度地方財政措置予定（主なもの）



文部科学省

単独事業

◇特別支援教育支援員の配置に係る経費【拡充】

障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員67,300人分（対前年度1,300人分増）の配置に必要な経費について措置。

＜普通交付税＞



◇特別支援学校スクールバス購入費等（運行経費含む）

＜普通交付税＞

補助事業

◇切れ目ない支援体制整備充実事業【拡充】（国費 約29億円、地方負担額 約58億円）

①特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備、②医療的ケア看護職員、外部専門家の配置に要する経費について措置。

＜普通交付税＞



◇障害のある児童生徒等の就学支援（特別支援教育就学奨励費負担金・補助金）

（国費 約131億円、地方負担額 約131億円）

地方自治体における特別支援教育就学奨励費の実施状況を踏まえた所要の経費に加え、オンライン学習通信費の単価改定に伴う経費について措置。　＜普通交付税・特別交付税＞

6. お知らせ

活用いただける事例等を紹介しています。
是非御参照ください。

特総研は、次の取組を通じて、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することを目指しています。

研究

先生方の「困った！」の解決のヒントになる実践事例や指導のポイントをもとめたリーフレットなどがご覧いただけます

- 研究成果をもとに、指導者用のガイドライン、Q&A集、実践事例集、指導のポイントをもとめたリーフレット等、現場に役立つコンテンツを作成。



最近の刊行物

研修

特別支援教育の基礎的な内容から専門的な内容まで、ニーズに合わせて学ぶことができます

- 都道府県等で指導的役割を果たす教職員を対象とした研修を実施
 - ・ 障害種別専門研修（2ヶ月間）
 - ・ テーマ別の研究協議会、セミナー（各1日）
- インターネットによる講義配信（NISE学びラボ）において、通常の学級における学びの困難さに応じた指導も含め、150以上のコンテンツを配信
- 免許法認定通信教育の実施

登録すれば無料でコンテンツを見放題！



講義配信の視聴画面

情報普及

特別支援教育の最新の動向を得ることができます

- 発達障害のある子どもの基本的な知識と指導・支援について「発達障害教育推進センターWEBサイト」で情報発信
- 教育における合理的配慮の実践事例検索ができる「インクルDB」 など

HPは
こちらから！

Webサイトでは、子どもたちの可能性を引き出すためのヒントをたくさんご用意しています。ぜひ特総研をご活用ください。



インターネットによる講義配信

NISE 学びラボ ~特別支援教育eラーニング~

https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online



登録者数： 個人登録7,918件、団体登録169件(令和3年7月2日現在)

障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング事業を展開しています。

【コンテンツの特徴】

利用可能機器：パソコンやタブレット端末、スマートフォン 等

視聴時間：1コンテンツ 15分～30分程度

対象：教員、教育委員会、大学等教育関係者、保護者や福祉・医療従事者等
特別支援教育に関心のある者全て

※個人登録を行うことにより、どなたでも視聴できます。

講義コンテンツ分類(計150コンテンツ)

- ① 特別支援教育全般 44コンテンツ
- ② 障害種別の専門性 91コンテンツ
- ③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導 15コンテンツ

さらに！ 団体登録により研修プログラムが設定できます！

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。



(研修プログラム一覧)

No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級(知的障害)の担任になったら
4	特別支援学級(自閉症・情緒障害)の担任になったら
5	特別支援学校の教員になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	全ての教職員を対象に：本人・保護者に寄り添った指導・支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育

インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)

インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)は、子どもの実態から、どのような基礎的環境整備や合理的配慮が有効かについて、参考となる事例を紹介しています。また、研修会での事例検討にも活用できます。インクルDBは、各学校の先生だけでなく、保護者の方をはじめ、広く一般の方にもご利用いただくことができます。

平成30年9月下旬より、実践事例の取組を分かりやすくまとめた概要版(実践事例データベースⅡ)、令和2年3月からインクルDBを活用した研修例、交流及び共同学習の事例及びや関連情報を掲載するとともに、特別支援学校における遠隔授業や新型コロナウイルス感染症対策の取組例等を掲載しています。

令和3年3月16日現在事例掲載数：500件

Aさんは字を書くのが苦手
困っているみたい。なんとかして
あげたいわ。



そうだ！このあいだの研修会
で「インクルDB」のお話があっ
たわ。早速調べてみよう。



字を書くことに関するたくさん
の事例があるわ。なるほど、こ
んな合理的配慮もあるのね。



保護者の方と支援の内容や方
法について合意形成します



Aさんは、字が書きやすくなった
みたい。よかったわ。



「交流及び共同学習ガイド」(2019年3月改訂)

※文部科学省HPIにおいて全文掲載

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010.htm

◆第1章 交流及び共同学習の意義・目的

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

◆第2章 交流及び共同学習の展開

1. 関係者の共通理解

学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

2. 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

3. 指導計画の作成

交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

4. 活動の実施

- ・事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ・障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- ・事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

5. 評価

- ・活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ・活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

◆第3章 取組事例 (※7つの事例を紹介)

<音楽の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習>



※福井県

<障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習>



※青森県

「交流及び共同学習」の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を動画で各20分程度紹介。

【動画で紹介している取組実践例】

- 静岡県 外部機関と連携した交流及び共同学習
- 福井県 ICTを活用した全県的な交流及び共同学習
- 仙台市 障害当事者との組織的な交流及び共同学習
- 南箕輪村 (長野県) 副次的な籍を活用した交流及び共同学習
- 国土交通省 バリアフリー教室の取組



静岡県：ダイアログインザダークに関する取組



国土交通省：バリアフリー教室について

【交流及び共同学習とは】

障害のある子供と障害のない子供が、共に経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ教育活動。障害者基本法第16条においても積極的に進めることとされている。

※小学校学習指導要領

「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

案内ページ(文部科学省)

再生リスト(YouTube)



聴覚障害教育の手引きの改訂

近年、人工内耳装用児や重複障害のある幼児児童生徒の割合の増加、学びの場の多様化に伴う幼児児童生徒の教育歴の多様化など特別支援学校（聴覚障害）を取り巻く状況が変化している。また、手話に対する理解や多様な方法による意思疎通について社会の関心が高まっている。

このような状況を踏まえ、聴覚障害教育においてますます重要となる「言語指導」に焦点を当て、「聴覚障害教育の手引き」を改訂した。

※本書において言語指導とは、語彙の獲得や文章の理解及び表出、対話等に関する能力の育成を目指すもの。

Point 1

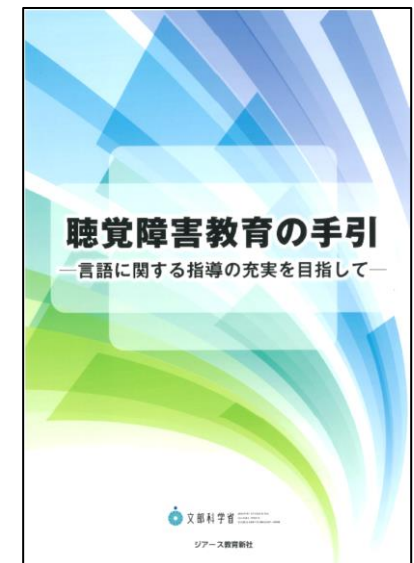
聴覚障害教育の経験の浅い教員に対する研修や教員個人での自己研鑽で活用することを想定し、言語指導の重要性を含む聴覚障害教育の基本的な内容について、平易な表現でわかりやすく作成（特別支援学校教職課程で学ぶ学生が活用することも考えられる）。

Point 2

音声、文字、指文字、手話などコミュニケーションにおける多様な方法の機能と特徴、これらを活用する際の基本的な考え方を解説。

Point 3

特別支援学校における授業や乳幼児教育相談等の場面で、人工内耳装用児や重複障害児に対する実践例を含め、言語指導を重視した事例を中心に選定。また、特別支援学級や通級による指導の場面や教員研修に関する実践例も掲載。



「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」

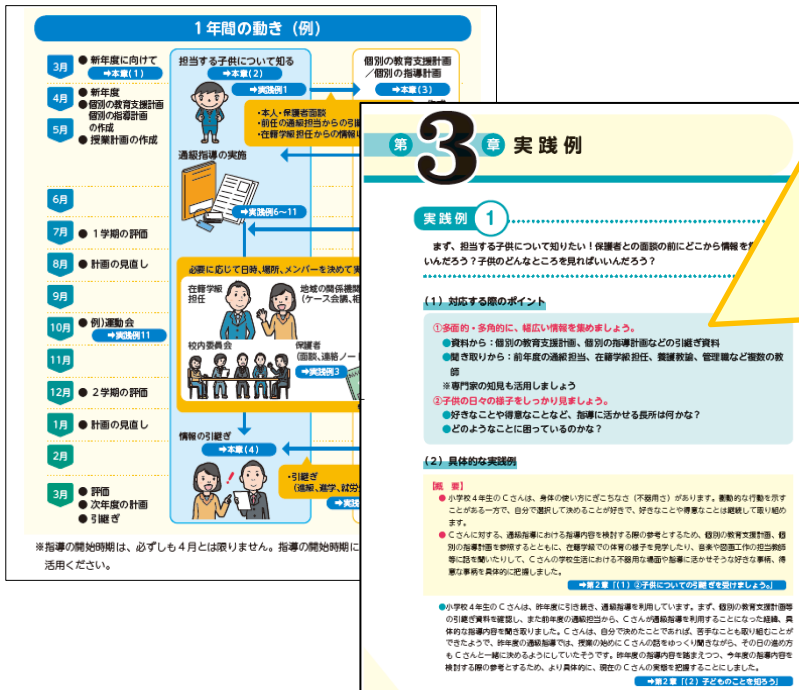
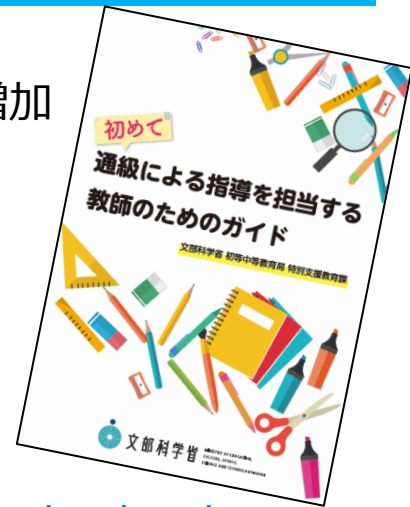
【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。（小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化）

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」（H31.2～R2.3）における検討を踏まえ、**初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド**を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。👉 <https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>



- 第1章 通級指導を担当するに当たって
- 第2章 通級指導の1年間の流れ
- 第3章 実践例
- 第4章 知っておきたい基本事項・用語



※ガイドは文科省HPで公開

【作成のポイント】

- 専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- 16の実践例を紹介。
- 動画資料（2例）を作成。→



（保護者面談の様子）



（子供の指導の様子）

※ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

季刊誌

特別支援教育

令和3年冬 第84号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月
第84号価格：900円(税込み)

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

[特集]

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を終えて

- オリンピック・パラリンピック教育が目指したものとこれからの取組
- 地域におけるパラスポーツの普及
- ブラインドサッカーとの出会いと子供たちの学び
- 国際パラリンピック委員会(IPO)公認教材『I'm POSSIBLE(アィムポッシブル)』日本版の活用

特別対談① 「メダリストメッセージ」

特別対談② パラスポーツを通じた「心のバリアフリー」

○連載「我が校のカリキュラム・マネジメント」

○子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/
教育委員会の取組/施策だより

本誌の購入のお申込みは・・・

◆全国の書店

最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読もすることができます。

◆東洋館出版社

年間定期購読を受け付けております。

TEL03-3823-9206

<http://www.toyokan.co.jp/search/g2797.html>

◆インターネットからも購入することができます。

